

標準報酬月額と標準賞与額の月別状況

※お示している金額が当時の実際の報酬と大幅に相違していないかご確認ください。(裏面もご覧ください。)

※「標準賞与」につきましては、平成15年4月より導入されたため、平成15年4月より前の期間は、全て「空欄」としてあります。

番号	標準報酬月額と標準賞与額の月別状況														
	年	種別	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
1	昭和42年	標準報酬		30千円	30千円	30千円	30千円	30千円	30千円	30千円	30千円	32千円	32千円	32千円	
		標準賞与													
	昭和43年	標準報酬	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	32千円	34千円	34千円	34千円
		標準賞与													
	昭和44年	標準報酬	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	34千円	36千円	36千円	36千円
		標準賞与													
	昭和45年	標準報酬	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	36千円	38千円	38千円	38千円
		標準賞与													
	昭和46年	標準報酬	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	38千円	40千円	40千円	40千円
		標準賞与													
	昭和47年	標準報酬	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	40千円	42千円	42千円	42千円
		標準賞与													
	昭和48年	標準報酬	42千円	42千円	資格喪失										
		標準賞与													
2	昭和50年	標準報酬				52千円	52千円	52千円	52千円	52千円	52千円	60千円	60千円	60千円	
		標準賞与													
	昭和51年	標準報酬	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	60千円	76千円	76千円	76千円
		標準賞与													
	昭和52年	標準報酬	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	76千円	98千円	98千円	98千円
		標準賞与													
	昭和53年	標準報酬	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	98千円	118千円	118千円	118千円
		標準賞与													
	昭和54年	標準報酬	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	118千円	134千円	134千円	134千円
		標準賞与													
	昭和55年	標準報酬	134千円	134千円	134千円	資格喪失									
		標準賞与													
	4	昭和63年	標準報酬										320千円	320千円	320千円
			標準賞与												
平成元年		標準報酬	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	320千円	360千円	360千円	360千円
		標準賞与													
平成2年		標準報酬	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	360千円	400千円	400千円	400千円
		標準賞与													
平成3年		標準報酬	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	400千円	440千円	440千円	440千円
		標準賞与													

○「標準報酬月額と標準賞与額」について

※ 標準報酬月額又は標準賞与額を千円単位でお示ししております。例えば、「200千円」と記載のある場合は、「200,000円」であることを意味しております。

1 標準報酬月額について

標準報酬月額とは、納めていただく保険料の額や受け取る年金の額を決定するときに、その計算の基とするための報酬であり、給与の平均を区切りのよい一定の幅で区分した金額（注1）に当てはめたものです。

(1) 標準報酬月額の区分と決める時期

標準報酬月額は、まず、入社した時に決定され、毎年、一定の時期の報酬を基に定期的に改定されます。また、実際の報酬に大幅な変動があったときにも改定されますが、この場合の改定時期は、報酬の変動時期とは異なります。（注2）

(2) 標準報酬月額の対象となる報酬

標準報酬月額の対象となる報酬とは、賃金、給料、各種手当などの名称を問わず、労働者が労働の対価として事業主より受けるすべてのものをいい、所得税、住民税を控除する前の金額となります。

これは、金銭に限らず、食事や住宅、通勤定期券などの現物として支給されるものも当時の時価に換算して含みますが、交際費や慶弔費、出張旅費などの臨時に受けるものは含みません。

2 標準賞与額について

賞与についても平成15年4月より、厚生年金保険や船員保険の毎月の保険料と同率の保険料を納めることとされ、実際に支払われた賞与の千円未満の端数を切り捨てたものとなります。

なお、標準賞与額の上限（最高額）は1回につき、150万円となっており、実際の賞与額が上限を超えて支払われた場合は、「1500千円」と表示されます。

（注1） 標準報酬月額には、上限と下限があります。現在の標準報酬月額の区分では、厚生年金保険の上限（最高額）は62万円、下限（最低額）は9万8千円となっており、実際の報酬（給与等）として上限を超える、あるいは下限を下回る額が支払われていたとしても、標準報酬月額は、それぞれの限度額（上限を超える場合 → 62万円、下限を下回る場合 → 9万8千円）として決定しています。

なお、標準報酬月額の変遷につきましては、社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）をご覧ください。

（注2） 標準報酬月額や標準賞与額は、事業主からの届出に基づき社会保険事務所で決定します。

◆ このたびご案内した「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」は、あなた様が厚生年金保険又は船員保険の被保険者であった期間に勤務された会社などの事業主からの届出に基づき決定したものであり、社会保険庁が管理している記録です。

この「標準報酬月額と標準賞与額の月別状況」をご覧ください、当時の実際の報酬と大幅に相違する場合には、同封の「厚生年金加入記録のお知らせについての年金加入記録回答票」に、相違する内容をご記入のうえ、同封の返信用封筒によりご返送ください。